附録　アメリカの朝鮮における犯罪行為

国際民主法律家協会調査団

（瀋陽の民主新聞社刊行の同書名のパンフッレトより転載しました。）

（新華社五日電）国際民主法律家協会調査団は、朝鮮地区において、アメリカ帝国主義が、すすめている細菌戦およびその他の犯罪行爲に関する調査をおこなった結果、「アメリカの朝鮮における犯罪行爲に関する報告」と題する報告を作成した。この報告はすでに調査団の全団員によって三月三一日、北京でおごそかに署名された。その全文はつぎのとおりである。

説明

1、この報告は、国際民主法律家協会より委任をうけた調査団が発表するものである。協会本部の所在地は、ベルギー、ブラッセル市レグラー街七〇番地である。

2、調査団はこの報告をいそいで発表したために、文中の朝鮮人名と名詞の飜訳にあやまりがあると思われる。この点についてとくにおわびをしておく。

3、朝鮮の行政単位は「道」であり、「道」のつぎは「郡」、「郡」のつぎは「面」、「面」のつぎは「里」すなわち村である。しかし、都市のなかの分区もまた「里」とよばれる。

4、朝鮮名。

斗　（重さの単位）

里　（長さの単位）

坪　（面積の単位）

（一キロは八分の五哩）

5、この報告の括弧内の数字は、報告の末尾に附した文書と主要な証人表の数字をしめす。

6、この報告は調査団によって英文を用いて署名された。

一　序　言

朝鮮民主主義人民共和国政府は、共和国の敵がその領土においておこなった国際法に違犯する行爲について国連に抗議することを数回にわたってもとめたが、しかし、国連はこの要求に対して理由もなしにこれを放置している。

この陳述はすでに各種の調査をうけた。とくに、国際民主婦人連盟が朝鮮を訪問したのち、一九五一年五月二七日に発表した報告は、このことについてのべたものである。

この指摘はきわめて重大なものであった。ゆえに国際民主法律家協会理事会は一九五一年九月、ベルリンにおける協会代表大会ののち、とくに各国の法律家のなかから数名を選んで調査団を組織し、朝鮮におもむかせ、法律的方式の調査にもとづいてこれらの指摘を現地調査することにした。

調査団の成員はつぎのとおりである。

ブランドヴェイネル（団長）　フラチ大学国際法教授（オーストリア）
カヴァリエリ（副団長）　ローマ最高裁判所弁護士（イタリー）
ガスター　ロンドンの弁護士（イギリス）
ジョキエル　パリ、控訴院弁護士（フランス）
柯柏年　北京中国人民外交学会研究委員会副主任（中国）

メーレンス　ブラッセルの弁護士（ベルギー）
デ・ブリット　リオデジャネイロ裁判所弁護士（ブラジル）
ワシルーコフスカ　ワルシャワ最高裁判所法務官（ポーランド）

調査団の朝鮮に逗留した期間は、一九五二年三月三日から三月一九日までである。この逗留期間において調査団団員は、平安南道、平安北道、黄海道、江原道におもむき、平壌、南浦、价川、碧潼、安州、安岳、信川、沙里院、元山などを訪問した。

調査団は時間的な制約をうけたし、同時に戦争という環境下なので提出されたすべての指摘を逐一調査することはできなかった。しかしながら、調査団はその使命をはたすうえでのあらゆる必要な便宜を朝鮮当局からあたえられたので、もっとも重大な状況についてはこまかく調査することができた。これらのことがらは、その規模と被害者の数からいっても、また、暴行者の使用した手段の性質の特殊さからいっても、いずれもきわめて重大な内容をもっている。

このすべての調査にあたって、調査団団員はまず第一に関係当局が提出した報告と談話について研究し、そののち直接調査をすすめ、その間百名以上の実証人をじん問した。

調査団の結論は、これらの事件の調査の結果にもとづくものであり、みな調査団が直接にぎった証拠によって実証されたものであり、また一切の関係文書の研究と結びつけて到達したものである。

この報告の中ではとくに細菌兵器と化学兵器について、重要な証拠が分析されている。戦争の起因についても歴史的な意義をもつ文書によって研究している。この報告のなかにあげている一切の暴行事件、たとえば都市と保護をうけるべき建築物の爆撃、平和な住民にたいする殺害、虐待および屠殺行為は、みな直接的な証拠があり、さらに適切な調査を行って実証されたものである。この二つの条件をそなえてない事実については、この報

告はすべてとりあげていない。この報告のおわりに、調査団は結論をかかげている。調査団はこの結論がすでに実証された事実にもとづいて適切に作成されたものであると考える。

この報告のなかでは、どの一つのことがらもすくなくとも一人の証人の名をあげており、また多くの文件をかかげているが、そのなかで比較的に重要なものはすべて一表としてこの報告のあとに附してある。われわれはこれらの重要な証人の証言を要約して発表し、また、これらの文件を別冊としてこの報告の附録として発表するつもりでいる。

調査団は、これらの事実をその性質によって分類したのち、その一つ一つについて考慮をくわえた。その一部分はニュールンベルグ国際軍事法廷法規第六条の定義にもとづいて戦争罪かあるいは人道違反あるいは平和に反する罪と決定し、他の一部分は現行の国際法を破ったものか、または戦争法規と慣例に違反したものと決定した。

調査団が今度の調査においてふれた問題はひじょうに広はんであり、多種多様である。これを一ページの紙上に多くの問題についていちいち国際法を引用することは、おろかなやり方である。しかし、一般の読者の便宜のために、そのことと関係のある主要な条約、協定および慣習法を簡単にかかげることは必要なことだと考えた。だがこれがまったく完全なものであるとはいえない。調査団がこの結論をみちびくにあたって、どのようにさまざまの法律を慎重に考慮し、どのように解釈を加え、引用したとしても、このような複雑な問題をみな一つ一つはじめからくわしくのべることは不可能である。

まず第一に、調査団がその活動をすすめるにあたってその根拠としたものは、一八九九年七月二九日と一九〇七年一〇月一八日の二つの陸戦にかんする法規と慣例についての公約——ヘーグ章程である。なぜならば、この二つの公約のなかには、戦闘部隊の武装衝突中における行動を規定した多くの条項が包括されており、そしてこ

の二つの公約がすべての国家の習慣法を約束していることは国際的に公認されているからである。ヘーグ章程のなかには戦争法規の基本原則がふくまれている。つまり、戦争に参与する国家は敵に損害をあたえる手段を無制限にすき勝手に選ぶことはできないし、また、それよりもさらに重要なことは平和な住民を直接攻撃し得ず、こうした行為は禁止されていることである。ヘーグ章程は、都市と地区、防禦設備がほどこされているものといないものに区別するよう規定し、また一部の建築物たとえば教会、病院、学校などは特権をうけることができると規定している。この二つの公約は、さらに、略奪を禁じ、またある種の兵器とある種の戦争手段の使用をひなんしている。禁止された兵器のなかにはとりわけ毒物と有毒な兵器が包括されており、また、化学兵器と細菌兵器も含まれている。この二つの禁令は、戦争中に窒息性、毒性をもった氣体および細菌兵器の使用を禁止することについての一九二五年六月一七日のジュネーヴ議定書のなかで、さらに詳細に規定されている。このほか、調査団は戦場における軍隊傷病者の改善についての一九二九年七月二七日のジュネーヴ公約、同日に署名された俘虜に対する待遇についての一九四九年八月一二日のジュネーヴ公約を考慮した。最後にかかげたこの公約については、朝鮮民主主義人民共和国外相が一九五〇年七月一三日に発表した宣言の中で、朝鮮人民軍がこの条約の規定を守っていることを正確に表明している。

調査団はニュールンベルグの原則をとくに注意した。この原則は、ニュールンベルグ国際軍事法廷の法規および、この法廷で下された判決に表現されている。ニュールンベルグの原則は、国際法違反の犯罪行為を二種類にわけている。

戦争法規あるいは戦争の慣例に違反する行為は、つぎのことを包括する(しかし、これのみに限らない)。占領区の平和な住民あるいは区内の平和な住民に対する殺害、虐待、追放労役あるいはその他の目的をもった追放、俘虜あるいは海上人員に対する殺害または虐待、人質の殺害、公私財産の略奪、ほしいままの都市、村落または農村の破壊、あるいは軍事上の必要によらない破壊行為。

ロ、人道に違反する犯罪行為

すべての平和な住民に対してくわえられる殺害、絶滅、奴れい労働、追放あるいはその他の非人道行為、あるいは政治、種族および宗教上の原因から人民に対してくわえられる迫害は、もし平和に反対する犯罪行為あるいは戦争犯罪にあたるものとして行われ、またはこの種の犯罪行為とつながりをもってなされたとしても、いずれもみな人道に違反する犯罪行為としてかぞえる。

これらの原則は、ヘーグ章程およびすでに慣例となっている国際法のより一そうの発展であり、これはすでに公認されているものである。

最後に、調査団はさらに一九四八年二月九日、国連総会を通過した集体屠殺罪の防止と懲罰についての公約を考慮した。所謂集体屠殺とは、その意味は民族、種族あるいは宗教集団に対してこれらの集団を絶滅する考えをもってとられるか、あるいはとられんとする行動をいうのである。この言葉の定義は、なおこれらの集団の成員を殺害すること、これらの成員の肉体的あるいは精神的完全さを厳重に破壊すること、かれらの全部または一部分の絶滅をはやめるような生活条件の下にかれらをおくことをも含んでいる。

朝鮮戦争の起因について、調査団はいたれりつくせりの調査はくわえていないけれども、この問題についてや

や一般的に言及する必要を認める。

国際法によると、一国において内戦がぼっ発した場合、第三者は一般的にこれに対して干渉する権利はないのである。国連憲章第二条第四項および第二条第七項はさらにこの原則をはっきりと規定している。さきの一項は、国連会員国が、いかなる国の領土をも武力をもって破壊すること、あるいは、国連の宗旨と符合しないいかなることをなすことをも禁止している。あとの一項は、憲章第七章に規定された特殊な状況をのぞくほか、国連は一国の内政に干渉し得ざることを規定している。

国連の朝鮮干渉についての決定は、それ自身憲章に違反するものである、なぜならばこの決定は安全保障理事会の常任理事国全部が第二七条第三項にもとづいて全体一致して票決して通過させたものではないし、かつまた、第三二条に違反しているからである。

国連がまだ上述の不法な決定を通過させていないとき、トルーマン大統領はアメリカ海軍と空軍にただちに干渉をおこなうよう命令した。これはアメリカの干渉が不法であり、あきらかに事前に準備され計画されていたものであることをしめしている。したがってこれは一つの侵略行動である。

国連のその他の会員国が干渉に参加したのもまた、国連憲章に違反するものである。

ここでもまた、国連各会員国が南朝鮮を支持する軍隊を提供し、国連の提案によってアメリカ軍隊の最高司令部の指揮に入ったということは、必ず指摘されねばならない。

調査団はさきにのべた一般的な説明のほかに、この報告の附録のなかで、調査団が朝鮮において検査した朝鮮戦争の起因についての重要な文書の写眞を出版する予定である。

二　細菌戦

調査団は朝鮮に到着してから、一つの突発的な任務に直面した。それは朝鮮でアメリカ軍が軍隊と平和な住民に対して細菌兵器を使用しているという非常に重大なひなんを調査することであった。調査団団員は朝鮮各地区におもむき、実地に証拠を集め、特殊な環境のなかで昆虫を発見した証人をじん問し、発見された容器の破片についての証拠を検査し、専門家をじん問し、衛生工作人員および専門家から最近の数年間における衛生状況および疾病発生の原因についての材料を入手し、また官側の文書と調査団がえたその他の材料を研究した。調査団は多くの素朴で誠実な農民および事実の証拠を提供したその他の人びとのはっきりした献身的な誠実な態度にたいして深く感動した。

調査団の調査した結果は、つぎのとおりである。

朝鮮人民軍、中国人民志願軍および地方防空部隊の看視所の報告によると、北朝鮮の百六十九ヵ所の地点にそれぞれちがった各種の昆虫が発見された（1）。一九五二年一月二八日から三月一二日までの期間に発見された昆虫では、一五の典型をもつ例が専門家の手で検査がおこなわれ、これらの発見された昆虫についての識別があきらかにされた。検査の結果は、つぎのとおりである。

1、一月二八日　江原道平康郡で蒼蠅、蚤、くもを発見（2）。

2、二月一一日　江原道鉄原郡で蒼蠅と蚤（蚊）を発見（3）。

3、二月一七日　江原道平康郡でくもを発見。
4、二月一八日　平安南道安州郡で蒼蝿と蚤を発見。
5、二月二三日　平安南道平原郡で蒼蝿と魚を発見。
6、二月二五日　江原道徳源郡で蚤およびその他の昆虫を発見。
7、二月二六日　平安南道大同郡で蒼蝿と蚤を発見。
8、二月二七日　平安南道江東郡で蒼蝿を発見。
9、二月二七日　黄海道（軍事単位）で虱を発見。
10、二月二七日　平安南道宣川郡で蒼蝿を発見。
11、二月二九日　黄海道遂安郡で蒼蝿およびその他の昆虫を発見。
12、三月一日　平安北道鉄山郡で蒼蝿と蚤を発見。
13、三月一日　平安南道陽徳郡で蚤およびその他の昆虫を発見。
14、三月二日　咸鏡道高原郡で蚤およびその他の昆虫を発見。
15、三月四日　平壌市内区域で蒼蝿を発見。

多くの地方において、特種な蒼蝿、蚤、くも、かぶと虫、南京虫、こおろぎ、蚊およびその他の昆虫が発見され、そのなかの多くのものはいままで朝鮮にいなかったものである。これとちがったところでは、昆虫は人里遠く離れた地点や雪の上、河の氷の上、草の上や岩の間で発見されている。

これらの昆虫の出現は、疑いをひきおこした。なぜかというと、当時の気温はひじょうに低く（一月の最高気温は一度、二月は五度であり、この温度は一日のうちのわずか数時間にすぎず、平均温度はずうっと攝氏零度以下である）、通常このような状態では昆虫は存在することはできないが、なおかつ発見された昆虫はしばしばそ

の数がひじょうに多いからである。はなはだしいことには蒼蠅とくものような類が、ふつうでは一しょにいない各種の昆虫と群をなして一しょになっていることだ。専門家がしらべた結果、大量の昆虫が細菌を保有していることがあきらかにされた。

多くの地方では、これらの昆虫が卵をもっていることが発見された。一九五二年二月二三日、平安南道平原郡の粛州面という村からあまり遠く離れていない山の上で、蒼蠅のほかに大量の魚が発見された。この魚は鹹水（しおみず）と淡水のなかで生存する魚の一種である。この魚はすでになかば腐敗している状態で、コレラ菌を保有していた。推測するところによると、この魚はあやまって山上に投下されたものである。

発見された細菌の種類には、コレラ螺旋菌、ペスト桿菌、チフス桿菌、パラチフス桿菌の甲と乙、発疹チフス病原体、赤痢などがある。検査の結果は各種のちがった昆虫が撒布された地区の報告を実証しており、投下された昆虫がペスト、コレラおよびその他の伝染病を保有していることが証明されている（1）。

調査団はつぎの状況についてとくに調査をおこなった。

1、**一九五二年一月三〇日**。江原道利川東南の雪の上と岩の間で、いきている蒼蠅、南京虫およびくもを発見した。この地方ではこうした毒虫を発見するとすぐにこれを焼きすててしまっているが、しかしなお直径六百メートルから七百メートルの地上で一平方メートルごとに二十乃至三十の標本を発見することができた。

専門家が検査したところによると、この蒼蠅はコレラ菌を保有していることが明らかにされた。昆虫の発見された地点から約三、四百メートル離れたところで、ビラ入り爆弾によくにた容器の破片を発見した。この容器は一種特別な装置をもっていて、容器が地上に落ちるとすぐに口がひらくようになっている。一人の証人はかれがみた爆弾が第八号と第九号の写眞（4）にある爆弾であることを証明した。この写眞の爆弾と調査団が親しくみた

破片はまったくおなじ型のものである。

2、**一九五二年二月一八日。**平安南道安州郡大尼面発南里で蒼蠅、くも、南京虫が一平方ヤードの空地の上に三つのかたまりになっているのを発見した。そのおのおののかたまりの間かくは一メートルであった。一つの場所にはまだ雪があり、他の二つの場所では雪がなかった。これらの昆虫はみないきていた。調査団がこの地点に到着したとき、これらの昆虫はすでに一つ場所にちらばっていた。この蒼蠅は朝鮮で普通みかける蒼蠅とくらべるとてもちがっている。この蒼蠅のはねは比較的に長く、ひらき具合がせまく、胴体はわりあいに大きく、頭部と胴体は普通の蒼蠅のものよりも大きい。くもについていうと、普通のくもは大ぐもと小ぐもの二種類に分けることが出来て、色は眞黒であるが、発見されたくもは、中ぐらいのもので、胴体はやや白色を呈している。南京虫は普通のものは胴体が丸く色は黄色がかっているが、発見された南京虫は胴体が扁平で色は黒い。一年中のこの時期に、この地区ではいままで蒼蠅とくもを発見したことがなかった。地面の温度は攝氏零下二十度である。

昆虫の発見された前日の夜半近く、その地方の上空を低空飛行で、数回旋回している飛行機を見たが、爆弾や焼夷弾も投下せず、掃射もしなかった。専門家が検査した結果、これらの昆虫はペスト菌を保有していることがあきらかになった。二月二五日、この村にペストが発生し、病気にかかった者は五十人で、三月十一日までに三六人が死亡した（この村の人口は、約六百人である）。この病気はその後まん延してはいない。この地区はいままでペストが発生したことがない（6）（7）。

3、**二月二二日。**黄海道鳳山郡楚臥面鐘洞で、直径約二百メートルの面積をしめる氷雪上に、蒼蠅がうずたかくかたまっており、一平方メートルごとに五——一〇匹いるのを発見した。それは人里をひじょうに遠く離れた曠野の中である。

同郷同面の月山で、最もちかい家屋から七百メートル離れたところに蒼蝿が発見された。この二つの地方で発見された蒼蝿はみな普通の蒼蝿よりも頭はちいさく、翼はながく、胴体には毛が比較的たくさんはえている。三月十二日までに、全道で三十六ヵ所に蒼蝿、くもおよび蚤によくにた異状な昆虫が発見されたことが実証されている（8）。

4、**二月二五日**。いらい平安南道价川郡の九つの地方で蒼蝿およびその他の昆虫が発見されている。そのうちの一部は雪の上で発見された。発見された昆虫はいままでこの附近でみたことのない種類のものである。朝鮮ではふつう四月以前には蒼蝿は出現しない（調査団の団員が訪問したときまでは、どのような病気もまだ発生していない）。

5、**二月二六日**。同郡の北面で雪の上に、大量の蒼蝿と蚤が発見された。この蒼蝿と蚤はそののち南新日（音訳）村から南新叉（音訳）村へ伝播した。二キロ離れた地点の雪どけした湿地の上で黄色い紙につつまれた一群の蒼蝿が発見されている（9）。

6、**二月二八日**。平安南道江東郡元灘面松里附近の puk Eang 江（この江は平壌の水源である）の江岸の氷上で直径約三〇ミリのいくつかのちいさなかたまりになっている蟻によく似た昆虫が発見され、そのかたまりの間隔は約三メートル乃至六メートルであった。二日目になると、その昆虫はすでに八百メートルの面積にちらばっていた。昆虫が発見された前日、アメリカ機がこの地方の上空を三〇分にわたって旋回したが、爆弾や焼夷弾は投下しなかったし、掃射もしなかった。証人は、専門家がしらべた結果、この昆虫は腸病をおこす細菌をもっていることがあきらかにされたとのべた（10）。

7、**三月三日**。平安南道順川郡長山面高葉里の一平方ヤードばかりの場所で特殊なかっこうをした蒼蝿が発見された。この蒼蝿は、摂氏零下一〇度の雪の上でもなおいきていた。この蒼蝿の頭は、朝鮮蒼蝿の頭よりもちい

さくはねはおさめられており、胴体は普通の蒼蠅よりも長い。一年中のこの時期ではこの地方は通常露天でいきている蒼蠅をみることはない(11)。

8、**三月四日**。さきにのべた同郡の信川面馬洞村で、おなじような状況のものでおなじような蒼蠅が発見された(11)。

9、**同日**。安州市附近でいくつかの群をなしている蚊を発見し、それはさきにのべたものとよくにていることおよび、第八号の写眞のものとおなじ一つの容器が発見された(4)(12)。

10、**同日**。安州面車厰村で蚊が発見された。群をなしているこのような昆虫がこの地区のいろんなところで発見された。それは普通の蚊とはひじょうにちがった種類のもので、普通の蚊は頭から胴体にかけていくらか毛があるが、この蚊にはえているものはより一そう多い(6)(7)。

11、**三月五日**。平壌市中区南門里の街路上に大きなかたまりと小さなかたまりになっている蒼蠅を発見した。その蒼蠅は約一メートル半から五メートルの地上に分布していた。そのつぎの日には道路を一つへだてた街に、コレラが発生した(13)。

12、**三月一一日**。碧潼郡の俘虜収容所から数キロ離れたところの雪の上にうず高く一かたまりになっている蒼蠅とその他の昆虫の群が発見された。

調査団が実証したこれらの状況は、調査団が被害をうけた地方をすべて視察することができなかったので、まったく事実のなかのきわめて一部分にしかすぎない。ビラ入り爆彈によく似た容器が発見された地方およびその附近には、まだどんなビラも発見されていないということは説明しておかねばならない。

北朝鮮では過去四年らい伝染病は発生していない。調査団が訪問したときまで、さきにのべた群をなして昆虫が発見された附近の地区をのぞいては伝染病が発生したということを耳にしない。われわれの観察したところに

密接に協同して周到、厳格な防疫対策をとった結果によるものであることは疑う余地のないことである。

最初にコレラにかかった人は、二月二〇日に発見された。この人は江原道鉄原郡北面区の四〇歳になる金学文で、かれは二月二三日に死亡した。二月二五日、同村の三五歳になる金述善がまた発病した。平安南道粛川面のある村で二人の人が三月五日に発病し、二人とも二日目に死亡した。三月八日また三人が発病したがそのうちの一人はその日に死亡し、いま一人は三月九日に死亡した。平壌市では、さきにのべたように、二人の者が三月六日に発病し、いま一人は三月八日に発病している。そのうちの二名は三月八日に死亡し、この居住地区は隔離された。黄海道(さきにのべたように、この道の記録表はすでに三六の地点で昆虫が発見されていることをしめしている)遂安郡水求面石達里では、二名の者が三月八日に発病し、そのうちの一人は三月九日に死亡した。兵士のなかにはコレラにかかった者は一名もいない。コレラにかかった者は総数一三名で、そち九名が死亡している(1)。

最初にペストにかかった人は、二月一五日に発見された。その人は安州郡発南里の黄利彩といい、年は二九歳である。かれの病気は危とく状態にある。二月二九日、同村の朴善玉(二六歳)が発病した。この事件のなかから、二月二十日にペスト菌を保有した蒼蠅の出現が確定される。調査団が安州を訪問するまでに、この村でペストにかかった者は五〇名にのぼり、そのうち三六名が死亡している。

軍隊の中に三名のペスト患者がいたことは実証されている。

三月四日、江原道 Tan wau 郡、東河面の一兵士が発病し、三月六日に死亡している。平安南道 Jong Do 郡 Shoaang I Dong 村で一名の兵士が三月七日に発病し、二日目に死亡している。咸鏡南道高原郡城南里で一名の兵士が三月一一日に発病し、二日目に死亡している。

ペストにかかった者は総数五三名、そのうち三九名が死亡している(2)。

若干の状況のなかで、コレラとペストが発生した地点と時間は、細菌を保有した昆虫の発見された地点と時間に符合している。

こうした事実から、調査団は大量の昆虫(往々にして朝鮮にはそのような種類の昆虫はいないが)ひじょうに低い気温のもとで、雪の上、曠野のなか、氷結した河のうえで発見されたことに一点の疑問もないとみとめるものである。これらの昆虫は、その大部分のものがペスト、コレラおよびその他の伝染病菌を保有していることがすでに証明されている。昆虫が発見された地点附近で、ある種の容器が発見されている。この容器の構造によってわれわれは次のような結論をうることができた。すなわち、その容器は大量の昆虫を装塡するために使用されたものであると。

発見された容器のなかの一部に、英文の標記があることが発見されている。若干の状況のなかで、こうしたものの発見された地点と時間が、飛行機(それは低空で旋回し、爆撃も掃射もおこなっていない)が出現した地点と時間に符合することが実証される。こうしたものが発見されて間もなく、幾人かの者がペストとコレラにかかった。調査団が調査したこれらの地方については以上のべたとおりであるが、これは昆虫の発見が報告された地方のうちの数カ所にすぎない。しかし、これらの事実は、このような種類の昆虫が大量にひろい地域にわたって撒布されていることをしめすものである。いかなる状況下においても、調査団はつぎのような結論を見出さなければならなかった――すなわち、アメリカ機が朝鮮の上空から伝染病菌を保有した昆虫を投下したのだと。

すくなくとも一九五一年五月六日から、アメリカ機は幾回にもわたって窒息性毒ガスおよびその他の毒ガスと化学兵器を使用している。

南浦市人民委員会保健課長が調査団に提供した証拠によると、(1) 一九五一年五月六日午後五時六分から六時三〇分にかけて、同市は四回にわたって爆撃をうけた。その日は天気がひじょうによく、気温は摂氏一三度であり、爆撃をうけたのは一三の地区であった。最後の爆撃で住民たちがみな退避していたとき三機のB—29爆撃機が来襲し、後浦里、龍井里、築洞里などの地区と湧水里の一部の地区にかけて合計わずか〇・三平方キロの地域に毒ガス弾を投下した。この襲撃で死傷者一千三百七十九名をだし、そのうち四百八十名は毒ガスで窒息して死亡し、六百四十七名は中毒にかかった。他の七十六名はその他の原因で死亡し、百七十六名が負傷した。

調査団は、目撃者と専門家(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)から証拠を入手し、かれらが提供した材料と文書について研究した。その結果、つぎの事実が実証された。爆弾が炸裂したのち、毒ガスはすぐさまひろがり、最初に一陣の黒煙がのぼり、それはすぐに黄緑色、黄色にかわり、最後には無色になった。この毒ガスは特殊なにおいをもっており、塩素系ガスのようなもので、その有毒効力はほぼ二時間にわたり、完全に発散したのちはじめてなくなった。防空壕のなかにいた者(多くの子供をふくむ)の中毒が最もひどい。中毒にかか

った者の症状はつぎのとおりである。呼吸困難、声が出なくなる、めまい、せきがひどく、涙と鼻汁がでて、頭痛がおこり、全身が無力状態となり、皮ふがほてり、嘔吐をもよおし、口からあわと血を流し、発熱し、皮ふが青紫色になり、脈搏が微弱、いずれも急性気管支炎と畏光病の症状を呈す。中毒にかかった者の血液を検査すると、白血球が増加し、血色素もまた百分の百から百分の一一五に増加していることが発見された。死者を検査すると、死者の肺臓の体積と重量はいずれも増加しており、肺の表面に肋骨の痕があり、主質から一種のいりまじった滲出性の赤黒い液体が流れだしていた。気管支の表面は、鮮明な灰色にかわり、そのうえ、たちまち消えてしまった。腎臓と心臓は貧血状態を示し、毛細管の構造が拡大したので点状を呈している。脳膜は平滑にかわり、その構造は拡大している。脊髄を解剖すると、一種の白色物質のウッ血斑点が発見された。調査団は南浦において、屍体解剖の記録をみた。

この町の毒ガスが撒布された地区では、草はみな黄褐色にかわり、銅器は藍緑色にかわり、銀の指輪は黒色にかわった。調査団は証人が提供したそれらの物件をみた。

一九五一年七月六日午前八時、二機のアメリカ機（噴射式）が東北から西南にむかって飛行し、元山以南の風浦里の上を飛んでいった。この日の気温は約二七度で、かすかな西北風が吹いており、空気はいくらか潮のしめり気があった。空はよく晴れていた。アメリカ機はこの村の東方約二百メートルの上空で毒ガスと名前のわからない化学品を撒布した。撒布されたものがひろがった地区はほぼ百—二百メートルにおよんだ（10）。

農民安永華とかれの妻楊春玉の二名はそのときちょうど畑で働いていたが、この毒にあたった。二人の皮膚はやけただれ、呼吸は困難になり、涙が流れて目をあけることができなくなった。

保健省科学委員会は、調査委員会を派けんした（11）（12）（13）。本調査団は証人と専門家（14）（15）をじん問し、病歴を研究し（16）（17）、そののちつぎのように確認した。二名の中毒患者の健康状態は、一九五一年

七月六日まではきわめて良好であった。飛行機がとびさってまもなく、かれらの全身のうち露出していた部分（顔面、手と足）がかゆくなり、皮膚に赤い斑点がでたのを知った。この斑点は隠元豆ぐらいの大きさで、あとになってはれあがり、膿がでた。このような損傷は、どのような疾病によっても発生することはありえないもので、それは第二級の火傷とひじょうににているが、腐はい作用はよりつよく、相当長い期間をかけてはじめてもとどおりになることができるのである。男の負傷者は七月一五日に入院して、八月一五日にやっと退院し、女の負傷者は八月二一日にやっと退院している。かれらは入院中、膿胞と水胞が破れ、油を塗ってから、次第によくなり、ふるい皮はとれたが、かすかな傷あとがのこっている。

毒ガスが撒布されたところでは、農作物の百分の十は白色のちいさな丸い斑点ができ、とりわけ豆類にはそれがひどい。この斑点の間隔は一糎で、中毒患者の露出部分にできた赤い斑点のそれと大差がない。

証人は、このとき爆弾の炸裂音はなかったし、それに機関銃の掃射音も聞こえなかったと証言している。

一九五一年八月一日、午後三時前後、黄海道の延成里と元鉄里の二ヵ村は、それぞれ敵機から一発の爆弾を投下された。この二発の爆弾はいずれも空中で炸裂し、その炸裂音は普通の爆弾よりもひじょうに弱く、黒煙が発生し、つづいて地上に黄緑色を呈した煙霧がたれこめた。四名の住民は中毒で死亡し、四〇名は中毒にかかった。その症状と結果は、一九五一年五月六日の南浦爆撃事件で中毒にかかった者とおなじであった。樹木の葉はみなおちてしまい、地上の穀物は破壊され、銅器はみな黒色にかわってしまった（18）（19）（20）（21）。

一九五二年一月九日午後四時前後、元山以北の鶴場里というちいさな山村は飛行機二機による爆撃をうけた。このときは快晴で、温度は最も低くて五度であった。爆弾が炸裂したのち、八三名の中毒患者がでた。この症状もまた南浦爆撃事件の中毒患者のそれとおなじである。このほか、かれらはのどがやけつくほどいたみ、口のなかが甘かった。この事実はみな証人によって肯定されたもので、証人の中には調査団がじん問した医者、それか

ら江原道保健部長の提供した材料および元山中央医院の多くの医師の報告した実証をふくむ（33）。

上に引用した各種の事実は、朝鮮におけるアメリカ軍隊が各種不同の化学兵器をもっていることを何ら疑問の余地なく証明しているとともに、かれらが数回にわたって平和な住民に対してこれらの兵器を使用し、ひじょうに多くの死傷をつくったことを証明するものである。

四　平和な住民に対する集團屠殺、
謀殺およびその他の非人道的犯罪行爲

アメリカの軍事部隊の、婦人や幼児をふくむ朝鮮の平和な住民に対する集団屠殺と個別的な屠殺、およびかれらがおこなった暴行の証拠は、その行った犯罪行爲の数からいっても、またはその使用した方法の頻度からいってもみなひじょうに多い。

調査団は、本章の報告のなかでは調査した二つの道の状況についてのみ述べることにする。その二つの道は、

1、黄海道。調査団団員は黄海道で三つの都市を訪問した。信川、沙里院、安岳。

2、平安南道。調査団団員はここで六つの地点を訪問した。平壤、順川、安州、价川、軍隅里、南浦。

第一部　集団屠殺

一、黄海道

調査団の調査した事件(これは調査団に対して提出された多くの事件のなかのごく少数なものにすぎない)は、つぎのような状況をしめしている。

イ、信川

人民委員会委員長邊允奎の証言によると、一九五〇年一〇月一七日から一二月七日に至る二カ月未満のアメリ

カ軍占領期間において、信川面で三万五千三百八十三名の平和な住民（男一万九千百四十九名、女一万六千二百三十四名）が屠殺された。そのなかにはこの面に避難してきていた多数の避難民をふくんでいる（1）。調査した証拠にもとづくと、つぎにあげる事実が疑う余地なく実証される。

一九五〇年一〇月一八日、信川市人民委員会の建物の裏で、九百名の男女（このうちには児童三百名がふくまれている）が屠殺された。そのうちの婦人のなかには妊娠していた者がいた。

この屠殺は、同市のアメリカ占領軍司令官ハリソンの命令によっておこなわれたものである。ハリソンは、かれの命令が執行されるときその現場におり、屠殺状況を写眞にとっていた。

屠殺の状況はつぎのとおりである。すべての者が大きな深い穴のなかにいれられた。ハリソンはかれらに衣服を脱ぐように命令したのち、ガソリンを被害者の身体にあびせかけてこれに火をつけた。この穴から逃げだそうとした者はみな、銃殺された。

一人の証人は「これらの人たちのさけび声は、まったくはらわたをちぎられるような思いをしました。焼け死なない人はいき埋めにされました。ハリソンはつぎの日もやってきて写眞をとっていった。」とのべた。

一九五〇年一〇月二〇日、約五百名の男女が屠殺された。このなかには約百名の児童がふくまれている。ハリソンはまた、この現場にいた。

これらの人はみな防空壕のなかにおいこめられた。この防空壕には二つの入口があり、この入口は信川市警察本部の裏側の岩のところにあいている。アメリカ兵は、ハリソンの命令で爆薬を防空壕のなかに投げこみ、雷管を外まで引っぱっておき、そののち土嚢で二つの入口をふさぎ、ハリソンの命令で雷管に点火した。こうして壕内の人はみな爆死したのである。

一九五〇年一一月に、またもう一回の集団屠殺がおこった。このときは約五百名の者が屠殺され、このなかに

は婦人や幼児がいる。このときの屠殺の事実はつぎのとおりである。ハリソンは一隊の遠征隊を信川面の九月山に派遣した。その理由は遊撃隊員がこの山のなかにかくれているからだと、かれがいったからだ。この遠征隊はなんの収穫もえなかった。この責任をもっていたアメリカ士官はそこで附近の村に住んでいる全部の居民を逮捕するよう命令した。信川に帰るとき、アメリカ軍の指揮官は、関村里で逮捕した者を殺害するよう命令した。アメリカ兵はすぐさま機関銃でかれらを射殺した。

一九五〇年一二月七日、アメリカ軍が急きょこの地方を撤退しなければならなくなったとき、ハリソンはアメリカ軍の士官とかれが指揮していた李承晩軍の士官に訓話をした。話によるとかれはこの典型的な演説で、撤退するのは「一時的」なものであり、これは「戦略上の理由」からであるとのべ、さらにまだ逮捕されていない住民にはアメリカ軍とともに南方に移動するようつげなければならぬといった。「この地にとどまる者はすべて戦闘中の敵とみなし、原子爆弾を投ずるであろう」。かれは、「共産党」のあらゆる眷族はかならず絶滅しなければならない。朝鮮人民軍兵士の家族および国家のために工作している者の家族はみな「共産党」とみなし、絶滅すると命じた。かれの命令は執行された。

この日、また、約九百名の男女が信川市の元安里監獄の二つの倉庫のなかで屠殺された。そのうちの一つの倉庫の中には二百名以上の児童がいれられていた。アメリカ軍は、ガソリンをこれらの人々の衣服の上にあびせかけて火をつけた。手榴弾が窓から倉庫のなかに投げこまれた。一つの倉庫のなかには、二人の子供をかかえた婦人がいた。かの女は二人の子供を窓からそとへおしだした。その子供のうちの一人は射殺され、いま一人の子供はにげのびた。母親は焼き殺された。ハリソンとその他の士官はみな、この現場にいた（2）（3）（4）。調査団団員は、一九五〇年一〇月一八日におこなわれた集団屠殺現場であるその穴を視察し、この穴は調査団団員が現場にいた時、その一部が掘りかえされた。

調査団団員はまた、一〇月二〇日に屠殺がおこなわれた防空壕および二つの倉庫を視察した。倉庫のうちの一つは屠殺がおこなわれたのちうちこわされており、防空壕および倉庫の周囲の壁にももえたあとがあった。信川面のその他のところでも集団屠殺事件が発生している。たとえば、

アメリカ軍が信川郡龍湍面三松里に進入したとき、かれらは約四百名を一つの大きな坑においこんだ。そのなかの一人の女の子供——かの女は証人である——はかの女の一家全部一五人と一緒にそのなかにいた。おいこめられた人々はみな生き埋めにされた。そののちこの証人といま一人の女の子供がやっとのことでこの坑の中からにげだして山の中に入った（5）。

一九五〇年一〇月一七日、富井里というところで、アメリカ軍は四百名の男女を強迫して一つの穴ぐらのなかにおしこんだ。一人のこれをみていた証人のいうところによれば、この穴ぐらは多人数がぎっしりおしこめられて身動きもできない有様だった。一九五〇年一〇月一八日午後七時前後、アメリカ軍はかれらの身体の上にガソリンをまき、生きたまま焼き殺した。やけこげた屍体はずうっとこの穴ぐらのなかに残され、解放されたのちはじめてかれらの家族によって発見された。

この証人はうまく通風口からとびだした。かれは傷をうけたけれども、やっとのことで逃げだして命がたすかったのである（4）。

信川面雪梅里では、アメリカ軍の占領していた期間に、二千名の男女が逮捕され、いろいろな方法で殺害された。殺害された者のなかには、一歳の幼児から七十歳以上の老人がいた。これを目撃した一人の証人は獄中のおそるべき状況についてのべた。投獄された人びとはつねに殴打され、幾人かの者は刀とこん棒で殺された。この証人は死刑に処された八十名のうちの一人である。かれは銃声をきき、傷をうけるとすぐに人事不省におちた。かれは気がつくと、うまくそこを逃げだした。かれは、多くの者が屠殺されて一つの坑の中に投げこまれるのを

いくどもみている（7）。

調査団は集団屠殺を目撃したすべての証人をじん問することができなかった。しかしながら、証明されたこれらの事実にもとづいて調査団はつぎのような結論をえた。すなわち、人民委員会委員長ののべたものと、朝鮮戦争犯罪行爲調査委員会の材料にもとづいて断定されるのは、信川面において三万五千名以上が殺害されたことが実際状況に符合するということである。

ロ、沙里院

一人の証人（8）は調査団に対して、約九百五十人（そのなかに多くの婦人をふくむ）が、どのようにして一九五〇年一二月五日、アメリカのある部隊指揮官の命令のもとに美羅山（沙里院から八キロ離れた）上で銃殺されたかという状況をのべた。

この屠殺は、アメリカ軍が沙里院を撤退する直前に機関銃をつかっておこなったものである。調査団団員は屠殺が実施されたその山路と被害者の墓を視察した。この墓は発掘されて、調査団の観察に供された。

アメリカ軍が沙里院大元里に進入したのち、多くの住民が逮捕された。そのなかには、朝鮮人民軍に服務しているすべての者の家族が含まれている。

一人の証人（9）は、アメリカ軍がどのような凶暴さで逮捕した人びとに酷刑をくわえたかについてのべた。この証人は、年若い女の子供である。かの女は五〇名の婦人と三〇名の男子（このなかには一歳から二歳の幼児がふくまれている）と一しょに逮捕された。逮捕された者はたえず殴打された。最も普通につかわれている酷刑は、人間をテーブルの上にねかせておいて鼻の穴から冷水をいれるという方法がとられており、獄のなかでは毎日数人の者が殺害された。

ある人々は、かれらの頭髪で吊り上げられ、アメリカ軍はかれらをまとにして射撃した。ある者はひどく打た

れて死んだ。ある者は石塊で頭をうちわられて殺された。このようにして殺害された者は二九名で、そのなかの三名は婦人である。その他の逮捕された者は、強制的にこうして屠殺される者をみせられたのである。

アメリカ軍がこの市を撤退する直前、まだ生きている人々を獄の外にひきだして銃殺した。かの女の父親と兄は殺された。銃殺するために人びとがひきだされたとき、かの女はここをうまく逃げだした。

いま一人の証人（10）は七百名ばかりの他の人々と沙里院監獄に二〇日間一しょにいた。ここでは全員がなぐられ、冷水をのどに流しこまれた。監獄に入れられていた者のなかには、子供をかかえた婦人が多数いた。一人の姙婦はなぐられて流産した。アメリカ軍は毎夜監獄のなかから数人の婦人をえらんでそとにつれだした。数時間後かの女たちはいながら帰ってくるが、衣服はずたずたにひきさかれており、かの女たちは半狂乱のように泣きさけんでいた。

一九五〇年一二月五日、アメリカ軍が撤退するとき、逮捕されていた者は幾人かの群にわけられてつれられていった。この証人は、最後の群に入っていたが、うまくにげだした。その後かれは、その他の者がみな殺されてしまったのを発見した。

八、安　岳

アメリカ軍が安岳を占領していた期間は、一九五〇年一〇月一八日から一二月五日までである。人民委員会委員長文鐘成が作成し提出した記録によると、アメリカ軍はこの期間に一万九千七十二名を屠殺している（11）。調査団は屠殺の一部分の状況について証人の立証を聴取した。

一九五〇年一〇月二五日、一人の証人は、かの女の長男が朝鮮人民軍にはいっているという理由でたい捕された。かの女の二番目の子は逃げだした。その日の夜、アメリカ軍は数千名を逮捕し、これを石塘附近の河辺につれていった。そのなかに、この証人とかの女の二人の子供がはいっていた。つれられていった人びとは、二人ず

つ一しょにしばられて、銃または銃剣で屠殺された。この証人と一人の年若い女子は一しょにしばりつけられていたが、この年若い女子は銃剣で刺された。この証人は「わたしは鉄砲でうたれました。わたしたちは二人とも人事不省になった。気がついたとき、背中になにかとても重たいものがのっているように思った。それは、屍骸がわたしの上にのっていたからでした。わたしの身体は、かれらの血で染まっていたのです。」とのべた。負傷していたけれども、かの女とこの年若い女子はうまくそこをにげだした。かの女の二人の子供はみな、銃殺されてしまった（12）。

一九五〇年一一月のはじめ、安岳郡安岳面新井里で、約千名が生きうめにされた。これは息子と幼児をみな生きうめにされた一人の証人がのべたことである（13）。

アメリカ軍は撤退するとき、住民にかれらと一しょに南方へゆくよう命令した。かれらは、「かれらが撤退したのち、原子爆弾がここに投下される」といって住民をおどかした。数千数万の人々とかれらの家族が南方へむかう途中、かれらは米機の掃射をうけ、爆撃をうけて死んだ。そのなかからにげだしてきた一人の証人は、殺された人数は、ほぼ千五百人だと調査団にうったえた（14）。

二、その他の地方

調査団が信川にいたとき、その他の地方の証人がきて証言する機会をあたえてくれるようにと要求した。調査団は、そのうちのごく少数の幾人かの者の要求にこたえることができただけである。じん問をうけた証人のなかには、海州東江岸と延坪島からきた証人がいる。

アメリカ軍が海州を占領したとき、約六千名の男女と児童が殺された。そのなかには、芸術学院の教員と多くの学生がふくまれている。一人の証人（15）と五百人（婦人をふくむ）は、一しょに獄内で生活した。投獄された人びとは、みな数人一しょにひきだされて銃殺された。この証人はうまく、そこをにげだした。かれのよく知

っていた一人は、ひきだされた一組のなかにはいっていた。この人は三カ所に銃傷をうけたが死ななかった。そうして、その後にげだしたが、その他の者はみな殺された。

東江岸では、一九五〇年一二月末に、一人の証人（16）はアメリカ軍が約三百名の朝鮮人（そのなかには多くの婦人と児童がふくまれていた）を屠殺したのをみている。これらの人びとは銃殺されたり、あるいは日本刀で首を斬られた。アメリカ軍はみな、このような軍刀をもっている。

一九五〇年一二月の終りの数日間に、延坪島で集団屠殺がおこった。一人の証人は、殺害された人数を約二千人とみており、その大部分が男女の幼児であり、これらの者は銃殺されたり、あるいは船にのせられて海中に投げこまれた。この証人は銃殺を目撃しており、海中に投げこんで殺害したことはアメリカ軍が語っているのを聴いたものである。

三、平安南道

平安南道において調査団員はつぎの各地を訪問した。平壌、順川、安州、价川、軍隅里、南浦。

イ、平壌市

アメリカ軍は撤退するにあたって、かれらはビラやその他の方法で平和な住民を原子爆弾で爆撃するといって数千数万の平和な住民に大洞江を渡ることを強制した。渡江するとき、アメリカ空軍は武装なきこれらの人びとを掃射し、爆撃した。一九五〇年一二月四日にはこのようにして殺害された者が約一千名であり、一九五〇年一二月五日には約三千人である。このなかには多くの婦人と児童がふくまれている（17）（18）（19）（20）。

ロ、順川

一人の証人は、百四十三名（婦人と子供をふくむ）が、一九五〇年一一月二七日にどのようにして殺害されたかについてのべた（21）。

いま一人の証人は、アメリカ軍が一〇月二〇日、一〇月二一日、一〇月二二日の三回にわたって屠殺した状況をのべた。

第一回目は、一名の婦人が銃殺され、第二回目は、二名の婦人が殺害され、第三回目は、五一名が殺害された。そのなかの五名は妊婦であり、また五―六歳の子供が数名はいっている。屠殺がおこなわれたところは、江東里の河のほとりである（22）。

ハ、安　州

一九五〇年一一月一一日、第二四師団に属するアメリカ軍が、二五名の朝鮮人を銃殺した。つたえられるところによると、銃殺された者は労働党の党員である。

かれらは銃殺されるまえ、監禁され、なぐられ、酷刑をうけていた。そのなかのある者は、電気刑にあっている（23）。

一九五〇年一一月一九日、アメリカ軍は四名の朝鮮人を逮捕し、殺害した。それから三日後、アメリカ軍は二〇名前後を逮捕し、附近の谷間で銃殺した（24）。

一九五〇年一〇月二三日、安州郡東面龍東里で、アメリカ軍が九名の労働者を生きたまま井戸のなかに投げこみ、さらに石塊を投げこんで死にいたらしめた（25）。

ニ、价　川

一九五〇年一一月二九日、アメリカ軍の兵士が乙龍里というところで四百名以上の朝鮮人を屠殺した。この屠殺には約三〇数名の兵士が參加した。このとき屠殺された朝鮮人は、そのまえに八日間監禁されており、多くの者は痛打され、電気刑をうけている（26）。

ホ、軍隅里

一九五〇年一〇月二三日、三名のアメリカ軍兵士と一名の李承晩軍の兵士が多くの平和な住民を屠殺した。そのなかには、五歳未満の児童が六〇名、妊婦が八名、六〇歳以上の老人五名がふくまれている(27)。

一九五〇年一〇月二三日か二四日に、幼児を背負った母親と若干の児童をふくむ約八〇名の者が、アメリカ軍と李承晩軍に殺害された。成年者はみな銃殺され、子供は生きうめにされた。一人の証人は、かれの父親がこのときの屠殺のなかで殺されるのを目撃している(28)。

農民具成鎮は、他の八名の農民と一しょにアメリカ軍と李承晩軍のため、あまり遠くはなれていない山にひっぱられてゆき、カラの墓穴にいれられて銃殺された。かれは負傷し、気を失ってしまった。アメリカ兵はかれが死んだものと思いこんだのは明らかで、かれが意識をとりもどしたときには、アメリカ兵はすでにそこにはいなかったので、やっとのことで逃げだすことができたのである(29)。調査団団員と具成鎮は一しょにその墓を視察した。かれらは他の数人の残骸をみた。

一九五〇年十一月二十三日、廣山公(訳音)で五十名の平和な住民がアメリカ軍に銃殺された。殺害された者のなかには、証人と父親と弟がおり、かの女(証人)はその屠殺を現場で目撃している。かの女の母親、祖母、四人の姉妹(いちばん年下のものは三歳である)、そのほか二名の兄弟と隣家の五歳から十四歳までの六人の児童はみな屠殺された。一部の者は銃殺され、他の一部の者は生きうめにされた。証人は、これらの児童が殺害されるのをみた。その他の一部の人びとの屍体は、アメリカ軍がこの地区を撤退したのちになって発見された(30)。

へ、南　浦

一九五〇年十二月五日、アメリカ軍は撤退するとき、一つの工場から六四名の労働者を逮捕してゆき、附近の防空壕のなかにいれ、これに掃射をあびせ、手榴弾を投げつけてみな殺しにした(21)。

つぎにのべるのは、朝鮮の男子、婦人、児童に対する屠殺と凌辱の事件であり、これもまたさきにあげた事実を各道からえたものである。このなかで列挙する事件は、いずれもみなその直接の証拠は調査をおこなって実証をにぎったものであって、その他のものは、このなかでは全然ふれていない。

一、黄海道

イ、信川

アメリカ軍が信川郡草里面月山里に進入した直後のある日、禹末子一家に対してとくに恐怖すべき手段をもって屠殺をおこなった(32)。アメリカ人は、鉄線を証人の夫の両手、両耳、鼻にさしとおした。かれらは家の中から一枚の服務証をさがしだして、これをかれの額に釘でうちつけ、かれをなぶり殺しにした。禹末子の一家には、五歳から二五歳までの一一人の子供がいたが、これらはみな銃殺された。禹末子の息子の妻はかの女のしゅうとがなぐられるのをみて、かれをかばおうとした。アメリカ人は、ひっつかんだかの女のかみの毛でかの女を樹にひっかけ、かの女の乳房をきりさき、一本のこん棒をかの女の陰部につきさし、棒の上にガソリンをかけて火をつけた。つづいてかれらはかの女の身体にガソリンをかけて、かの女を生きたままやき殺した。この屠殺事件に参加したアメリカ兵士は、約二〇名である。

甕泉面の娟谷里で、二三歳の朴龍女が一九五〇年一二月五日に三人のアメリカ兵に強姦された。同日、ここでいま一人、三八歳になる婦人が四名のアメリカ兵に強姦された(33)(34)。

ロ、安　岳

一九五〇年一〇月一八日、松山里で、アメリカ兵が全村民を、大人と子供をとわずすべて一つの学校のなかにおいこんだ。一人の婦人、金花実が敵の强姦しようとするのに抵抗した。そのためにかの女は庭で衣服をはぎとられてしまった。ここへおいこめられた人はすべてかの女がひきつづき凌辱され、ひどくたたかれるのをいやでもみせつけられた。敵は、一メートルもあるこん棒をかの女の陰部に挿しこんだ。かの女はすぐに死んでしまった。かの女の屍体は電柱につるされて、そのままずうっと、アメリカ軍がここを撤退するまでおかれたのち、はじめてかの女の屍体はとりおろされた。アメリカ人は、このありさまをすべて写眞にとった。

その他の一〇名の婦人は、三名のアメリカ兵につぎからつぎに輪姦された。かの女たちもまた、こん棒でなぐられ、足でけとばされた。さらにアメリカ兵は、こん棒をかの女たちの両腿の間にさしこんだ。母親たちは、だいていた子供をみなとりあげられた。殴打、强姦、銃殺等の暴行はずうっと八日間つづけられた。一九五〇年一〇月二六日、生き残っていた者はみな、海浜につれだされて銃殺された。この人びどがつれてゆかれる途中で休けいした。このとき、警備がちょっとゆだんしているすきに一名の婦人が逃げだした。この生き証人が、ただ一人の生存者である(35)。

龍津面の三成里で、一二歳の証人金玄春はかれの父親(農民)がアメリカ兵になぐられたとき、父親をかばおうとした。するとアメリカ兵は今度はすぐさまこの子供にうってかかり、かれの眼球をえぐりだしてしまった(37)。

ハ、沙里院

一九五〇年一〇月二五日、沙里院の町で、うでにMP(軍事警察)のマークをつけたアメリカ兵が、恐怖すべき方法で金昌斗という男の子を殺害した。かれは刀でこの男の子のくびから腹まで一本の糸をひくようにたち斬り、つづいて生きたままこの子供の皮をはぎとった。かれは皮をはぎとるのにすこし具合が悪いので、石でこの

被害者の頭をうちわってしまい、ただちに死にいたらしめた。

一九五〇年一一月一一日、一人の少女が三名のアメリカ兵に強姦された。かの女はまた、無茶苦茶に殴打され、足げにされ、冷水をぶっかけられた。このほか、あるアメリカ兵は、五六歳の老婦人を強姦した(36)。

ニ、海　州

海州市で、アメリカ兵が趙玉姫という朝鮮の少女を虐殺した。かの女は、当地の婦人組織の議長で、当時、証人とおなじ牢獄におしこめられていた。

調査団団員はこの証人をじん問した。証人ののべたところによると、アメリカ軍隊はゆっくりとかの女を折かんし、まずかの女の眼球をくりぬき、そのあとでかの女の鼻をそぎおとし、さらにまたかの女の乳房をきりとったのである(38)。

二、平安南道

イ、平　壌　市

平壌市におけるアメリカ軍の暴行と犯罪行為は　枚挙にいとまのないほどである。個別的な兵士の犯罪行為の最も普遍的なものは、強姦、酷刑、および殺害である。つぎにあげるのは一部の実例である。

一九五〇年一〇月二四日、仁興里で、安得実の一家は一〇名のアメリカ兵に生きうめにされた。この一家は、父親、母親、二人の男の子、二人の女の子、それ以外に一一人の親せきをふくんでおり、そのなかの八人は子供であり、子供のうちの二人はまだみどり児であった。アメリカ軍が撤退したのちに、かれらの墓は掘りおこされ屍体はすべて発見された(39)。

一九五〇年一一月五日から一二月三日までに、仁興里において二五歳の平和な住民崔基玉は電気刑と殴打をうけ、衣服をはぎとられて、赤裸のまま街路をひきずりまわされた。かの女の罪名は、「共産党」ということであ

る(40)。

一九五〇年一一月二五日、松石里で十二歳の金英淑の母親は「共産党」という罪名で銃殺された(41)。

一九五〇年一一月二日から十二月三日にかけて仁興里で、教師趙学律は「共産党」の罪名で逮捕された。かれはあらゆる虐待をうけ、最後に銃殺された。かれの母親佳吉呂は逮捕され、監禁されて殴打された。かの女の罪名は、かの女が「共産党員をそだてた」ということである(42)。

ロ、价　川

一九五〇年一〇月二五日、アメリカ人が在宅中の現役兵とかれの母親を逮捕した(第六章参照)。かれらは、母と子の頸をめがけて射撃し、この二人をうち殺した。このとき、父親は附近の小山にかくれていたが、かれらにみつけられて逮捕された。あとで、かれの死骸が発見された(43)。

一九五〇年十月、アメリカ兵が、一軒の家におしいり、四人の子供の母親を逮捕した。かの女の二人の子供—一人は七歳になる女の子供と、いま一人の二歳になる男の子は、かの女のすそをつかんで放そうとしなかった。アメリカ兵は、この二人の子供をなぶり殺しにした。かれらは、母親のみている前で、女の子供をしめ殺し、男の子を銃床で打ち殺した(44)。

一九五〇年一一月一七日、地方の婦人組織の指導者李淳実は投獄され、そのまま一一月二九日まで、監禁された。獄中でかの女は、電気刑をうけ、二人のアメリカ兵に強姦され、衣服をはぎとられて街をひきまわされた。アメリカ人が撤退する当日、かの女はうまく逃げだすことができた(45)。

証人金用善は、一九五〇年一一月一一日から一一月二九日まで、投獄監禁された。かれは、殴打され、電気刑をうけた。一九五〇年一一月二九日、かれとその他の若干の者が同時にひきずり出され銃殺された。かれは重傷をうけ、気をうしなった。夜になって意識をとりもどし、すぐさまそこを逃げだした(26)。

八、安州

一九五〇年一一月二〇日から三〇日にかけて、享狄里で二五歳になる教師金泰淳は監禁され、電気刑と殴打をうけた。その理由は、「共産党員だ」ということにあった。

一九五〇年一一月一九日、北松里で、蔡明孫は「共産党」という罪名で逮捕され、獄中で殴打され、そののち銃殺された。かれの父親は、ちかくの湖のほとりでかれの屍体を発見した(45)。

一九五〇年一一月一九日、北松里で三名の農民は、アメリカ軍が証明書をみせず、受領書を渡さず、補償金をださないで、食糧を没収することを拒絶したということで、投獄され、その後殺害された(46)。

一九五〇年一〇月二三日、東孟里で、三八歳の農民朴昌禄は、アメリカ軍が証明書を見せず、受領書を渡さず、補償金をださずに豚と穀物を徴収するのを拒絶したという理由で逮捕され、投獄された。同日、かれはその他の人びとと一しょに手足をしばりあげられて生きたままさかさまにして竪坑のなかに投げこまれた。それから一カ月のち、アメリカ軍がこの地区を撤退すると、すぐさまかれの母親は屍体をさがして家にもってかえった(47)。

一九五〇年一一月、五里で二八歳のすでに結婚している婦人李善玉は、强姦をこばんだという理由で、殺害された(48)。

一九五〇年一一月二〇日、雹井里で、一二歳になる一人の子供、車悳根とかれの父母(農民)は、同時に逮捕され、銃殺された(父母は二人とも死亡したが、子供は負傷しただけで、その後にげだした)(49)。

一九五〇年一一月二五日、松石里で、一二歳の李允淑の母親は、「共産党」という罪名で銃殺された(50)。

一九五〇年一一月二一日から二九日にかけて、鳳林里で農民李和順は、アメリカ軍が証明も見せず、受取りも補償金も出さずに食糧を徴発するのをことわったという理由で、はげしくなぐられたのち殺された。一九五〇年

一一月二〇日から三〇日にかけて、ある農民一家が食糧の没收をことわったという理由で、その一家はみな逮捕され、投獄された。このなかには三人の子供がはいっている。一人の子供と母親は殺された。その他の二人の子供―十六歳の李允淑をふくむ―は殺されたが死ななかった。この二人の子供は、手榴弾によって炸裂傷をうけたがそののち逃げだした（50）。

ニ、順　川

一九五〇年一一月、上里で、六十四歳の李という老婦人が強姦された（52）。

ホ、軍　隅　里

一九五〇年一〇月二三日、農民吳鳳允は逮捕され、監禁された。そして、李承晩軍はアメリカ兵の命令と監視のもとで、まっ赤に焼けた鉄でかれに酷刑をあたえた。

この証人は、おなじ監獄のなかで朱承碧という婦人がアメリカ軍と李承晩匪軍によって酷刑をうけたあげく、殺された、と証言した（27）。

報告のこの部分は、調査団がすこしも疑問の余地をのこさぬまでに実証されたとみとめ、直接の証拠によって証明された事実のみをのべたものである。調査団はまた、ひじょうに多くの文書による陳述をうけとった。これらの陳述は、初歩的な証拠によって証明された事実が実証された場合はじめて考慮をくわえた。われわれは、朝鮮各地における上述の状況とよく似た多くの状況について調査するよう要請されたけれども、時間的に制約されていたのでそのような活動をすることができなかった。

調査団団員は、一つ一つの状況のなかで、被害をうけた者が平和な住民および平和な住民として処理される権利をもつ者であることをできるだけ確定するのにとくに関心をはらったし、かれらが裁判をうけておらず、さらにかれらが占領国に対しどのような違反行爲を犯したかについて通知すらうけていないということをできるだ

け、確定するごとにつとめた。

人民を拘留あるいは大量に屠殺した状況は、調査団が訪問した各大地方に共通したある特徴を表現している。したがって、調査団は、これを個別的な兵士あるいは一単位の犯罪行為とのみみなすことはできない。

大量屠殺は、大体において二つに分類することができる。その一つは一地方の居住民の屠殺であり、いま一つは避難民の屠殺である。

前者についてすでに実証されているところは、一地方に進入した場合、アメリカ軍が自分でやるかあるいは李承晩軍隊、日本の特務を利用して、およそ朝鮮人民軍に服務している男子、国営企業あるいは政府で工作している男子、あるいは労働党の積極分子、婦人連盟の運動を指導している人々の家族を逮捕することである。多くの状況下では、このことは実際上青年男子のいない家庭の者をすべて逮捕することを意味している。ほとんどの状況下で、逮捕された者は各種の年齢の男女と子供を包括している。若干の状況下では、一地方の平和な住民のすべてが逮捕されている。このほか、多くの村で農民とかれらの家族が逮捕されている。それは、アメリカ軍が徴用証をもってゆかず、受領書を渡さず、賠償金を支拂わないとき彼らが食糧と家畜の提供を拒絶したということによるものである。

占領期間中のすべての地区では、たえず集団的な屠殺事件がおこなわれているが、殺害された者の絶対多数は、占領後の最初の数日あるいはその地区を撤退する数日前に、殺害されていることがわかる。視察したどの都市においても、はっきり見出されることは、占領軍が撤退する一日前あるいはその当日、理由なしに人民を逮捕し、故意にかれらを殺害しているということである。

難民の屠殺については、二つの時期にわけることができる。——

（一）アメリカ軍が一九五〇年九月と一〇月に北進したとき、北方にむかって逃げる多数の難民は、とくに信

川と安岳地区において前進してきた軍隊に切断された。これらの難民は、はっきりと難民であることをみてとることができるものである（そのなかには、女、子供をふくんだ一家族があり、男は伝統的な朝鮮の白い衣服をまとい、婦人は色のついた長い裙子をはいていた）。なぜかというと、かれらはその頃はまだ朝鮮人民軍の軍隊と混じりあっていなかったからである。上にのべたところの系統的に屠殺されたのは、まさにこれらの人びとである。

（二）現在、つぎのことが実証されている。アメリカ軍が一九五〇年一一月から一二月にかけて撤退するにあたって、ビラと威かく手段をつかって各大都市の多くの平和な住民に原子爆弾の投下を信じこませようとし、かれらにアメリカ軍と一しょに南方へ移動することを強要した。これらの難民でアメリカ軍に故意に屠殺された数は、千をもって単位とするぼう大な数に達している。

個人にたいしてとった酷刑と残虐行為のやり口もまた、視察した各地区とも同一であることをしめしており、したがってこれは、各個人の虐待狂（サディスト）の行為であるという口実で逃げをうつことを不可能にしている。

本章の報告でのべたすべての状況は、おこなわれた犯罪行為の全部の証拠とすることはできない。これは調査団がもとめられて調査をおこなった類似的な状況の典型にすぎない。なぐる、ける、電気刑、水をぶっかける、身体の各部分をきりとる、手と足をきるといったやり方で人に酷刑をあたえ、銃剣でさす、息をとめる、爆殺する、生きている人間に火をつけて燒く、いき埋めにする、といった方法で殺害した事件は、とうていこれを具体的に表現することができない。

調査団は、これらの実証された事実から結論をえた。その結論についてはあとにのべる。

五　平和な住民に対する空中からの襲撃

1、都市と農村がうけた破壊

調査団団員がおとずれた朝鮮の三八度線以北の各地方の沿路で、したしく目にしたものは、通りすぎた都市や町、滞在した都市や町をとわず、すべてが完全に破壊されているか、また幾つかの完全な建物がさびしく残っているにすぎないことである。調査団はまた、多くの農村が厳重な破壊をうけているのをみた。調査団は、こうしたものの典型的な状況の例をえらんで、調査をくわえ、アメリカ機の空襲がこれらの破壊をつくり出した時の環境をハッキリさせた。

(1)　平壌市

ここは、北朝鮮の首都であり、牡丹峯下に位置している大都市である。戦前の人口は、四十六万四千人であったが、一九五一年一二月三一日にはわずか十八万一千人をのこすだけに減少している。本市の人民委員会副委員長李学秀は、調査団にむかってつぎのような状況についてのべた。

一九五〇年六月二七日から、平壌は空襲の目標となり、敵機は昼夜をわかたず来襲し、事前にはなんらの警告もなかった。こうした襲撃のなかで、平壌市は合計三万以上の爆弾が投下された（爆弾、焼夷弾、母子爆弾）。一九五一年十二月三一日までに、全市八万戸の家屋のなかで六万四千戸が破壊された。一九五一年中だけでも、

空襲によって死亡した者が四千七百六十八名、重傷をうけた者が二千四百三十八名で、医院と薬房三十二ヵ所、教会六十四ヵ所、学校と大学の校舎九十九ヵ所、博物館一ヵ所、劇場二十九ヵ所が全部破壊された。民政部門の管理下にある病院はみな、赤十字の標識をつけていた。一九五〇年八月一八日、朝鮮民主主義人民共和国軍事委員会は、公共衛生事業の使用している一切の建築物と車りょうができるかぎり早く、すべて赤十字の標識をつけ、空中のどこからでもこの標識がわかるようにすることを命令している。

朝鮮人民軍副参謀長兪成哲中将は、平壌市内には兵器工場は一ヵ所もなく、また、いかなる軍用の工場もない。市内には、防衛部隊は全然駐屯していなかった。そのうえ、市内にはまた、従来から高射砲は配備されておらず、高射砲の配備されていた地点はすべて市外であり、都市から相当の距離がある、とのべた(2)。

調査団団員はこの都市を通過したが、住宅の大部分が全部破壊されているのをみた。かれらはある教会の廃墟をたずねたが、のこっていた一つの尖塔からやっとのことで教会であることを認めることができた。かれらはまた、金日成大学の壁や瓦のくずれはてた実情を視察した。この宏大な建物は、山上にあり、都市の中心からひじょうに離れている。アメリカ人は平壌を退却するとき、この大学に火をつけて焼きはらった。そしてこれより以前にもまたそののちにおいても、かれらは数回にわたってここを爆撃目標とした。

証人は、平壌が爆撃されたあるときの状況について、つぎのようにのべた。

一九五〇年九月一六日、当時戦闘はまだ平壌からひじょうに遠くはなれた地点でおこなわれていた。この日、爆撃機百機が来襲し、焼夷弾をもって市街を攻撃した。それからまもなく、またグラマン戦闘機四〇機が来襲し、午前一〇時から午後の一時頃までずうっと攻撃をつづけた。この日の天気はよかった。敵はこの空襲で平壌に対してはじめて母子爆弾を使用した。この爆弾はまず空中で炸裂して無数のちいさな爆弾になり、それが地面にぶつかると、その一つ一つが再び炸裂する。

市内の大火で多くの者が焼死した。このなかには牡丹峯の解放記念塔附近で空襲をさけていた者がふくまれている。ここだけでも七〇名死んでおり、防空壕の入口附近で一七名死んでいる（3）（4）（5）。このときの爆撃で、館後里区の教会も爆撃でうちこわされた。この教会には一つの尖塔、十字架がのこっているので、それが教会であるということを見分けることができた（6）。

その他の空襲では、一度敵のB－29型六機が一九五〇年一二月三日の夜間に来襲しただけで、その他はすべてよく晴れた日のま書間に来襲してきた。その来襲回数は、一九五〇年一二月八日B－29型七機、一九五〇年一二月二四日B－29型六機、一九五〇年一二月二七日B－29型一一機、一九五一年一月三日B－29型多数が焼夷弾を投下、一九五一年七月三〇日噴射式飛行機五〇機が非常な低空で来襲、一九五一年八月一五日多数の戦闘機と爆撃機。アメリカ軍は一九五〇年一〇月一九日から一二月三日にわたる期間平壌を占領していた。これらの爆撃の多くはかれらが平壌を撤退したのちにおこなわれたものである。多くの証人は教会と学校が爆撃されたときの状況についてくわしく本調査団に語った（7）（8）（9）。

（2）順川市（平安南道）

この町は空襲をうけた当時およびその以前において、軍隊が駐屯していたことがなく、高射砲も配備されていなかった。ここには一つの化学工場があっただけである。それにもかかわらず、数回にわたり爆撃をうけてほとんど廃墟と化してしまった。

調査団は多くの証人の発言を聴取した。かれらは最も激烈な空襲によってつくりだされた若干の破壊状況についてくわしく話した。

一九五〇年一二月四日、つまりアメリカ軍がこの町から撤退したつぎの日、一つの学校が――それは運動場があるので容易に識別することができるにもかかわらず――爆撃をうけ、破壊された。

一九五〇年一二月一五日早朝、敵軍の噴射式飛行機が来襲し、大量の家屋を破壊し、多数の死傷者をだした。このときの空襲で死んだ者は五〇名で、そのうちの一一名は機関銃で射殺されたものである。

一九五一年一月一一日、B—29約三〇機がこの地を爆撃し、教会を破壊した。この教会を他の建築物と誤認することはまったくありえないことである（10）（11）（12）（13）。

（3） 价川（平安南道）

この町はまったく一片の廃墟となっている。

調査団がじん問した一人の証人は、最もひどかった空襲は一九五〇年七月二〇日と一〇月一三日の二回だったとのべた。この二回の襲撃で、全住民七千五百名のうち約一千名が死亡し、六百名が重傷をうけた。敵機は急降下爆撃し、街路上にいた平和な住民を掃射した（14）。

いま一人の証人はひじょうにたやすく識別することのできる学校が爆破された八月一三日の状況について詳細に語った（15）。

調査団は、この町の残されている部分を視察したが、地上にはほとんど一軒の家もなかった。

病院、学校、教会、公共建築物はすべて破壊されている。

国際民主婦人連盟調査団は、一九五一年五月にここを訪問しているが、その報告のなかで、かの女たちは当時この町で一軒の病院の残された屋根の一部分をみており、その屋根の上に大きな赤十字があったとのべている。しかし、本調査団の団員が一九五二年三月にこの地を訪問したときには、その標識もみることができなかった。なぜかというと、残されていたという屋根の一部もまた、この期間に爆破されてしまったからである。

戦前、全市には一千三百四十二戸の家屋があったが、いまではわずか一五戸がのこされているにすぎない。現在、全市の住民は四百六十名で、その大多数は郊外の山を掘って穴の中に住んでおり、一部の者は市内の瓦

れきの山を掘って穴をつくり、そのなかに住んでいる。

市内には軍隊も高射砲もなく、軍事目標もない。わずかに郊外に一本の鉄道線路が走っているにすぎない。

(4) 安州市

本市のうけた損害はひじょうに大きい。

病院二ヵ所、教会一ヵ所およびいくつかの学校が空襲によって爆破された。

戦前には住宅は二千七百八戸であったが、いまではそのうち二千百七十二戸が爆破されている。

アメリカ軍が撤退した翌日にうけた爆撃で、六十三名が爆死している(16)。

これらの建築物はみな鉄道の附近にはなく、市内およびその附近には軍事部隊は駐屯していない、高射砲も軍事施設もなく、軍事目的に使用される工場もない。

(5) 南浦市

南浦市人民委員会副委員長は調査団につぎのような状況について語った。

南浦市には戦前十万人の住民がいた。一九五〇年七月六日、最初の米機の爆撃をうけた(このとき来襲した米機のなかにはB—29型機が数機くわわっていた)。

このときの爆撃で穀物倉庫がおそわれ、大量の糧食がめちゃめちゃにされた。

一九五〇年七月八日と七月一二日に新たな襲撃がおこった。七月一二日の爆撃で学校一七ヵ所、病院二ヵ所、薬局二ヵ所、劇場一ヵ所が爆破された。爆撃はアメリカ軍が南浦を占領するときまでひきつづきおこなわれた。

アメリカ軍が同市を撤退したのちは、飛行機と戦艦によってふたたび攻撃された。

一九五一年五月六日B—29型機がとくに気狂いじみた、残虐な爆撃をくわえてきた(17)(18)(第三報参照)。

この市内には軍隊も軍事施設もなく、また、兵器工廠もない。この港は、漁船の使用に供されているにすぎな

い。

戦争がはじまってからのち、市外にあったガラス工場といもの工場は爆撃によって破壊された。鉄道線路はたえず爆撃をうけている。

調査団団員は南浦を訪問したとき、同市の破壊をうけた状況全部と大きな中学校の廃墟を視察した。この学校は、ちいさな山の上に孤立しており、その周囲には体育場がある。調査団団員はこの中学の周囲の空地にあるいくつかの教会と廃墟と化した病院をみた。この病院の屋上に赤十字の痕跡があるのをみた。また、多くの機関銃の弾痕をもみた。

（6） 沙里院市

この都市は、完全に破壊されている。

沙里院市人民委員会副委員長玉英子氏は、調査団につぎのように語った。同市はいつも爆撃をうけており、最も猛烈な爆撃をうけたのは、一九五〇年九月一四日と九月二一日、一九五〇年一〇月一二日、および一九五一年二月五日、四月三日と二三日、五月一五日、八月一日、一〇月一二日および一二月二五日であり、この空襲はB―29型機、双発機およびグラマン機によってよく晴れた日におこなわれた。この市に投下された爆弾の数は約三千発の見込みである。

市内には軍事目的のために使用される工場はなく、軍隊は駐屯していないし、軍事施設もない。鉄道線路は戦争がはじまっていらい使用しておらず、一九五一年の下半年にはじめて高射砲がそなえられたのである。

爆撃によって破壊された建物のなかには、学校一一ヵ所、公共図書館一ヵ所、クラブ四ヵ所、教会四ヵ所、薬局と病院一六ヵ所がある。これらの病院は、民政政府が管理していたもので、人民委員会の指示にもとづいて赤十字の標識がつけられていた。

爆撃と掃射によって生じた死傷者の数は、死者一千三百九十一名、負傷者三千名以上となっている(19)(20)(21)(22)(23)。

(7) 信川市

アメリカのB—29型機、双発機およびグラマン機によって数次にわたり爆撃された。なかでも、一九五〇年八月一三日と一九五一年一二月二三日のものがとくにはげしかった。

敵機は一般に白昼とよく晴れた日に来襲してきた。空襲の時間は三〇分乃至一時間で、一定していない。従来この市の附近では、どのような戦闘もおこなわれたことがなかった。

信川市には、軍事目的のために使用される工場は一つもない。軍事施設や高射砲はないし、軍隊も駐屯していない。

鉄道は戦争の初期に破壊されており、使用されていない。

病院は民政政府の管理しているもので、赤十字の標識をつけている(24)。

(8) 安岳市

市人民委員会委員長文鐘成氏は、戦争がはじまっていらい、同市はつねに爆撃をうけていると指摘した。そのうちのおもな爆撃は、B—29型機の噴射式飛行機による一九五〇年九月二〇日前後におこなわれたものと、一九五一年四月と五月におこなわれたものである。市内には軍隊は駐屯しておらず、軍事施設はなく、軍事目的のために使用される工場もない。高射砲はないし、また、鉄道線路もない。教会二カ所、学校八カ所および病院一カ所が爆撃によって破壊されている。病院は民政政府によって管理されており、赤十字の標識がつけてある。

掃射されて死んだ者は、九百四十一名である。

爆撃をうけたとき、前線はこの市から一二〇乃至二〇〇キロ離れていた(25)。

(9) 龍岡村

調査団団員は、爆撃によって破壊された一つの村落を調査して例とするのは必要なことであると認めたので、龍岡村を訪問した。

この村は平壌の西南にある。一九五一年一月一二日午前一一時、この村は六機の双発機によって三時間にわたり爆撃された。これらの飛行機から投下された焼夷弾の数は約百五十発で、また住民に機銃掃射をくわえた。百十五戸の住宅のうち、三十六戸は完全に焼失した。死者は八名で、このなかには二歳から十五歳までの児童が六名ふくまれている。二名のやけどもひじょうに重傷である (62) (72)。

さきにのべた実例は、アメリカ機が戦線の後方にある一般に軍事目標となるものをもっていない都市と村落の上空を飛行していることを証明している。これらの飛行機は無差別にそうした都市や村落を爆撃し、平和な住民をひじょうに多数殺傷している。赤十字の標識をつけた病院および容易に識別することのできる教会と学校もまた爆撃され破壊されているのである。

2 孤立している建築物の破壊

(1) 軍隅里における学校の破壊

一九五二年三月二一日午前九時三〇分、調査団がこの地点において調査をしているとき、四機のグラマン機が学校を爆撃した。この学校は、住民の住宅から約一キロ離れたところにある。この学校はその建築様式から容易に識別することができるものであって、工場と混同するようなことはありえない。

調査団団員がこの地点に到着したとき、この建物は完全なものであったが、その後、屋根は爆撃をうけて破壊

された。飛行機はつづいて急降下して機銃で掃射した。しかし、死傷者はでなかった。

軍隅里村は、鉄道線路から四十キロ離れており、軍事施設や軍用工場はなく、また、軍隊も駐屯していない。爆撃をうけたのち、調査団団員はすぐさま爆撃を目撃した人の証言を聴取し、団員たちは直接被害状況を検査した。

（2） 文化建築物の破壊

物質文化遺物調査保存委員会委員長韓興洙博士は、建築物と文物の破壊をうけた状況にかんする報告を調査団に提供した。韓博士はまた、二十九個の考古学的、芸術的、歴史的な価値をもった建築物（廟宇、宮殿、および楼閣）の名簿を調査団に提供した。これらの建築物は一般にアメリカ軍が撤退してまもなく爆撃をうけて破壊されたものである。アメリカ軍司令部が爆破されたこれらの建築物のもつ文化的価値について知らないということはありえない。韓博士は、これらの建築物の大部分は宗教的な伝統をもとにした慣用的な建築上の特徴をもって建造されたものであることを指摘した。韓興洙氏はまた、多くの写真を調査団に提供した。これらの写真は、破壊をうけた廟宇が多くの建物の間にたてられてあるものでも、それはとくに風格をもっているものであることを明らかに示している。これらの多くは、孤立的に建築されている（29）。

調査団は平壌に赴き、永明寺の破壊状況を調査した。この廟宇は、一一世紀に建築された最古の建築物の一つである。これは、大同江畔の牡丹峯山上の公園にあって、その附近には他の建築物は一つもない。

永明寺は、アメリカ軍が撤退してまもなく一九五一年一月三日に爆撃をうけた。それは、午前一〇時から午後二時の間にB—29機が来襲し、焼夷弾をつかって爆撃した。この日は快晴であった。このときの爆撃のなかで、この寺院から八百メートル離れた平壌市に焼夷弾を投下した。この日には、牡丹峯のその他のところは爆撃にあっていない（30）。

調査団団員はこの地点を訪問したのち、この廟宇が完全に破壊をうけたことを証明することができた。

調査団は朝鮮各地を長途旅行し、都市、村落、病院、教会、学校、工場、交通機関の破壊されたおそるべき状況をしたしく視察した。調査団はそれが、多くの場合、国際法では軍事目標として根本的にあてはまらない地方をほしいままに爆撃した結果、つくりだされた破壊状況であることを目撃した。防備都市と無防備都市の区別はあきらかになく、また一つの建物が戦争法によって保護されねばならぬかどうかの区別はないかのようである。

調査団はまた朝鮮人民がかれらの家や畑を破壊されたのもいとわずに、どのようにして生活しているかをみた。都市の瓦れきのなかに掘った穴のなかで、掘ってつくった洞くつのなかで、朝鮮人民はひきつづき日常の活動をおこない、農耕に従事しており、地下工場のなかで工作をしている。子供たちは地下あるいは洞くつの学校にかよっており、ひまなときには地下にある映画館や劇場にでかけている。

アメリカ機がつくりだした破壊は、国際法のあらゆる概念に違反しているものであり、さらにすべての人びとが必ずこのように了解しなければならぬものである。

六　その他の戦争犯罪

イ　平和な住民の財産を故意に破壊する

かつてアメリカ軍が占領していたところであって、調査団団員が訪問した都市と村落では、アメリカ軍が平和な住民の財産を故意に破壊した事件について、ほとんどすべての人が調査するよう要求し、また地方の人民委員会がアメリカ軍の撤退後、任命した調査委員会の作成した報告書を提出している。

調査団は、若干の都市における典型的な事件について調査をし、証人をじん問した。

价川面　价川高級中学と初級中学の近代的な建物は、アメリカ軍がこの地を占領していた期間、軍事目的に使用するために占領されていた。一九五〇年一一月三〇日、アメリカ軍がこの地を撤退するとき、かれらはガソリンを建物にぶっかけたのち、これに放火して焼きはらった。

この面のその他の公共建築物もおなじ方法で破壊された（1）（2）。

平安南道粛川　一九五〇年一二月四日、アメリカ軍が撤退した日、撤退するアメリカ軍は、かつて軍事病院としてかれらが使用していた鉱山一里順堂人民学校（小学校）をガソリンをつかって焼きはらった（3）。

一九五〇年十二月三日と四日に、おなじ方法で焼きはらわれた建築物はつぎのとおりである。

粛川女子中学

粛川人民学校（小学校）
延山女子中学
延山男子中学
密川にあった二つの人民学校
粛川「天主教」教会（4）（5）

ロ　文物の略奪と破壊

平壌博物館　これは朝鮮民主主義人民共和国の最も重要な博物館であるが、一九五〇年一〇月二九日と一一月三日平壌を占領したアメリカ軍によって所蔵品をのこらず略奪された。その証拠は、博物館長が提供したものであり、かれは博物館の略奪された状況を目撃している（6）。

この博物館は、公園にかこまれた丘の上にある、博物館のなかに、セメントでつくられた穴ぐらが一つある。アメリカ軍が占領するまえ、博物館の貴重物品はみなこの穴ぐらの中におさめられ、必要な通風口以外はみな完全に密封し、その上に土をかぶせてあった。アメリカ軍は上級の命令をうけてこの穴ぐらを捜査し、発見した。彼れらはこれをほりかえし、かれらが最も貴重なものと認めた品物を軍用トラックをつかって運び去った。博物館のなかにあった一つの保険箱もうちこわされ、彫像はほしいままに破壊された（6）。

韓興洙教授は戦争のおこる前、朝鮮物質文化遺物調査保存委員会の委員長を長年にわたって担任してきたが、戦争開始以後はみずから、文物のハカイ損失状況の調査をひきうけた。空襲がこのような建築物をハカイしたことについて、彼がおこなった証言は本報告の五でのべた。

かれは、アメリカ軍はその占領していた期間、さきにのべた平壌博物館のほかにまた、金日成大学の歴史博物館、満津歴史博物館、咸興歴史博物館、平安北道妙香特種博物館、黄海道海州歴史博物館へ侵入したと語った。六千七百九件の芸術的歴史的価値をもった品物が略奪あるいは破壊され、資料と書籍は焼きはらわれた。無茶な破損と破壊をうけた歴史的価値をもつもののなかには、平安南道江西地方の高勾麗時代（約紀元四百年ごろ）の古墳と壁画がある。この古墳は破壊されたのち、倉庫として使用された。また、平安南道龍岡地方にあった美しい壁画でかざられた古墳は、朝鮮の平和な住民を監禁する監獄として使用され、黄海道安岳地方にあった高勾麗時代のたくさんな壁画をもつ古墳は手榴弾で破壊され、そのあとで爆破された（7）。

ハ　穀物の破壊と没収

さきにのべた（四）若干の状況の中で、最初に逮捕され、のちになって虐待あるいは屠殺された者は、かれらが正式な徴用証をみせられず、受領書や、賠償金を渡されなかった時に、穀物と役畜提供を拒絶したからである。このほか、各郡の人民委員会の調査委員会は、アメリカ軍がかれらの地区を撤退したあとで、かれらがつくった統計を調査團に提出した。この統計は、占領軍が平和な住民の需要を無視して、占領軍にとって不必要な食糧と役畜を大量に没収し、ほしいままに破壊したことをものがたっている（2）と（5）。

調査団が調査した典型的な実例としてはつぎのようなものがある。

順川郡長二里　一九五〇年一二月一五日、アメリカ軍がこの地区を撤退してまもなく、アメリカ機は白晝低空で来襲し焼夷弾を投下し、野原につんであった俵づめの食糧を焼きはらった（8）。

安州郡農林里　一九五〇年一〇月九日、一農家およびその他三〇名の村民が一しょに逮捕され監禁された。そ

れは、かれらが徴用証もみせられず、受領書や賠償金も受けとらない時、アメリカ軍への食糧と役畜の提供を拒絶したことが原因であった(9)。

价川　一九五〇年一〇月二日、アメリカ軍は軍用トラックをつかって食糧倉庫から五百袋の米と粟を運びだして橋をつくるのに使用した(10)。

价川郡三浦里　一九五〇年一一月五日、アメリカ軍は二名の農民の家にあった五百斗の米にガソリンをぶっかけて焼きはらった(10)。

安州郡北城里　アメリカ軍はなんらの徴用証も見せず受領書もわたさず、賠償金も払わずに食糧と役畜を要求した(11)。

二　捕虜を虐殺した犯罪行為

价川　制服をきて軍人証をもっていた一名の朝鮮人民軍の兵士は、かれの父親車裕石の家で、かれの母親と一しょに捕虜になった。それから二日して、アメリカ軍はかれとかれの母親を銃殺した。その屍体は、かれの父親によって発見された(12)。

碧潼　米機は、平安北道の第五号捕虜収容所を三回にわたって爆撃した。

一九五〇年一一月九日午後二時

一九五〇年一一月一四日午前九時三〇分

一九五〇年一一月一九日午後一時三〇分

調査団は、第一回爆撃ののち国連組織に対して抗議を行ったことを朝鮮当局から知ることができた。抗議文の

なかには捕虜収容所の位置がくわしくのべられている。しかし、調査團自身は、その関係文書をみていない。
この捕虜収容所はいまでは空中から識別することのできる大きな標識がつけられている。この三回にわたる爆撃をうけたときは、みなよく晴れた日であり、鴨緑江とちいさな河の合流点にあるちいさな半島の突端にたてられたこの捕虜収容所は、他のどのような目標とも誤認するようなことはありえない。捕虜たちは退避したので、死傷者はでなかったが建物は破壊された。
昌城　平安北道の第一号捕虜収容所は、アメリカ機によって二回爆撃された。一回は、一九五一年一〇月一三日夜の一〇時、殺傷弾と猛烈な炸裂弾による爆撃をうけた。イギリス軍の士官二名、イギリス軍の捕虜一名とアメリカ軍の捕虜五名が負傷し、負傷したアメリカ軍の捕虜のうち三名はその後負傷のために死亡した。捕虜収容所の工作員のうち二名は死亡し、負傷した者は一名である。捕虜収容所でアメリカの標記のある炸裂弾の破片と弾尾が発見された。一九五二年三月一六日、ふたたび爆撃をうけた。イギリス軍の捕虜が入っている三ヵ所の宿舎がこの爆撃で破壊され、イギリス軍の捕虜一名が負傷した。
この捕虜収容所は、北朝鮮の山の中にある。この収容所のちかくには、鉄道、兵営、軍用倉庫、軍事施設およびいかなる軍事目標もない。
この二回にわたる爆撃についての証拠は、この収容所にいる数名のイギリス軍捕虜が調査団に提供したものである（13）（14）。

七　結　論

調査団は、この報告でバクロした事実について十分慎重に考慮し、これらの事実にたいして文明国家が普遍的に承認している国際法の原則を適用した。

本調査団の任務は、最後的判決をくだすことではない。それはそのようなことをおこなう資格をもった法廷ではない。その任務は事実を調査し、またこれらの事実のバクロを国際法に違反する犯罪行為として指摘するに限られる。もし、この報告のなかでバクロされた犯罪行為について答弁するところがあるならば、それは適当な国際法廷においてその答弁を聴取したのち、はじめて最後的判決をくだすことができるのである。

この基礎のうえに、調査団はつぎのような結論を与えた。

1、朝鮮のアメリカ軍が故意に朝鮮人民軍ならびに北朝鮮の平和な住民にたいして、蒼蠅およびその他の人工的に細菌を感染させた昆虫を撒布し、死と疾病を撒布した意図は、一九〇七年の陸戦法規と慣例に関するヘーグ公約の規定に違反し、普遍的に承認されているところの一九二五年のジュネーブ議定書でかさねてのべられている細菌戦禁止の法律に違反する、きわめて重大なおそるべき犯罪行為である。

2、アメリカ軍が北朝鮮の平和な住民のなかに毒ガス弾およびその他の化学物質を使用したことは、一九〇七年のヘーグ章程第二三条甲項、戊項を計画的に故意に破壊し、また、一九二五年のジュネーブ議定書を破壊する犯罪行為を犯したものである。

3、アメリカ軍およびその指揮下にある李承晩軍の兵士が、かれらの占領した各地区において、なんの理由もなく、また裁判もおこなわずに、多くの婦人と児童をふくむ平和な住民あるいは個人を集団的に屠殺したことは、居住民の生命を保護する占領国の責任についてあきらかにした一九〇七年のヘーグ章程(第四六条)の規定を無視するものである。

4、アメリカ軍およびその指揮下にある李承晩軍の兵士が、かれらの占領した地区の平和な住民に対してほしいままに逮捕、監禁、虐待および酷刑をくわえたことは、これまた一九〇七年ヘーグ章程のなかであきらかにされた規定を破壊するものである。

5、アメリカ軍が前線から遠く離れた無防備都市と農村を爆撃したこと、および空中から手あたり次第に非軍事目標に破壊をくわえたことはまた、公認されている戦争法規と慣例を無視したことであり、とくにヘーグ章程を破壊する行為である。

6、アメリカ軍は保護をうけるべき建築物、たとえば廟宇、教会、芸術機関、科学機関、歴史的な古蹟と病院を破壊した。ある種の状況下では無防備都市と農村を手当り次第に爆撃しており、また、その他の状況下ではこれらの保護をうけるべき建築物に対して故意の襲撃をくわえている。だがこれらの建築物は、その本来の目的のために完全に使用されていたものであり、また、必要なときにはそれにふさわしい標識をもそなえていたものである。アメリカの部隊は一九〇七年のヘーグ章程、とくにその第二七条をふたたび破壊したのである。

7、アメリカ軍は戦争の切迫した状況が必要としない場合にあったにもかかわらず、火と炸裂弾を用いて民用あるいは非軍事的な公共建築物に故意の破壊をくわえた。この行為は、ヘーグ章程とくに第五五条と第五六条を破壊するものである。

8、アメリカ軍が占領軍の給養が必要でない状況下において、徴用証をしめさず、その賠償をはらわず、受領

書をわたさずに、平和な住民の食糧と個人の財産を没収し、あるいはこうした食糧と個人の財産を故意に破壊したことは、ヘーグ章程とくに第四六条および五二条を破壊する行為である。

9、アメリカ軍の捕虜屠殺行為は、一九二九年と一九四九年の捕虜の待遇に関するジュネーブ公約を破壊するものである。

10、歴史的な芸術品および個人財産にたいするアメリカ軍の略奪行為は、ヘーグ章程（第四七条）に違反した犯罪行為である。

調査団は、上述の各点が、ニュールンベルグ国際軍事法廷法規第六条の規定する戦争犯罪を構成するものと認める。

調査団はここにバクロした犯罪行為の程度と性質を考慮した結果、朝鮮におけるアメリカ軍はニュールンベルグ法規の規定した反人類的犯罪行為をつぎのようにおかしたものと考える。

1、いかなる罪名の裁判をもおこなわず、多数の平和な住民とくに難民を、大規模なボク滅あるいはみな殺しにし、多数の朝鮮人民に対して恐怖手段をとり、また、一九五二年一月二八日いらい、平和な住民に対して細菌兵器を大規模に使用したこと。

2、北朝鮮人民の生活様式を破壊あるいは破壊しようと企図し、かれらの学校、大学、博物館、歴史的な記念碑と文物を破壊し、かれらの政府機構を破壊し、政府工作人員を殺害したこと。

調査団は、こうした普遍的な殺りくは個々の人間の暴行ではなく、それはアメリカ軍隊がその占領下にある全地域にわたって行った普遍的なやり方をしめすものと思う。と同時に、アメリカ人が朝鮮の広はんな地区に対して細菌兵器と化学兵器を使用したことは、一国の全人民あるいは一部の人民の絶滅を企図したものである。こうしたことから、調査団は、一九四八年の「集団屠殺罪を防止し、懲罰する公約」にもとづいて、アメリカ軍隊が

集団屠殺罪を犯したものと認める。

こうした結論によって調査団は、こうした犯罪行為のため全世界の正義の裁判をうけるべき人を指名しなければならない。調査団は、これらの犯罪行爲のなかの多くのものは、もしアメリカ政府の指導者とアメリカ軍の最高統帥部が事情に精通し、計画をたてなかったとしたなら発生し得なかったということを、なんらためらうことなく断言するものである。ゆえに、本調査団は、これらの者を告発すると同時に、こうした犯罪行爲に対してかならず責任を負わねばならない者と戦場において指揮にあたったすべての將校およびこうした国際法に違反した命令をうけいれ、これを執行したすべての兵士を告発する。

われわれがこの結論をえたのちは、国際民主法律家協会がわれわれにあたえた任務を完成したことになる。われわれは、われわれが朝鮮で調査をおこなったときの直接経験が、ここにバクロした野ばんきわまる暴行について、われわれをせんりつと恐怖で一杯にしたことを、かならずのべる必要があると考える。われわれは多くの人が、この報告のなかでわれわれの実証したおそるべき事実について、ちょうどわれわれのなかの多くの者がこんどの調査にあたるまえには、こうした事実について信じがたい感じをいだいたのとおなじように、信じないであろうことを知っている。それゆえ、われわれは法律家としての資格をもって、一人の普通の男子と婦人の資格をもって、ここにバクロした事実の眞実性をおごそかに保証するものである。われわれはそれぞれちがった国家から集った者であり、われわれの宗教信仰はことなり、政治的見解はことにし、言語すらことなっている。われわれは良心にもとづき、われわれの法律家としての責任を十分に意識し、全力をあげてわれわれの任務を完成したのである。

この報告はわれわれの活動の成果であり、われわれすべての者が一致して同意したものである。
この報告をよむどんな人でもみな、われわれとおなじようにこの犯罪と犯罪を犯した者に対しておさえること

のできない戦慄を味うであろうことをわれわれは確信するものである。

世界の正義の公道はかならずこれを維持しなければならず、いかなる国家、いかなる個人が、いかに大きな力をもつものであろうとも、かれらの罪悪に対する当然のむくいをのがれることができないということを、われわれはだんことしてかたく信ずるものである。

正義は必ず伸張させねばならないし、正義を守るために、世界はかならず平和を獲得しなければならない。

この報告が世界の平和をたたかいとる闘争に対して貢献することができるよう、とくに朝鮮に対して貢献することができるよう、われわれは希望する。朝鮮がうけているくるしみをわれわれは永遠に忘れることはできないし、それはかならず急速に平和を獲得しなければならない。

最後にわれわれはつぎのことを指摘しなければならない。朝鮮の事件は孤立した事件とみなすことはできず、また、これは一つの実際の戦争発展の一段階であって、この段階は全世界に危険を波及し、全世界を戦争の深淵になげこむ可能性をもっていることをわれわれは深く信じている。細菌兵器というこの非人道的な武器の使用については、このいわゆる文明国家のやり方がどれほど野ばんな程度に達しているかを表現しており、それはすべての男子、すべての婦人と児童をおびやかすものであるとわれわれは認めなければならない。平和な生活と自己の安全をひたすらにねがっているすべての人民は、みなこの教訓を忘れてはならない。平和は人民の財産である。かならずすべての人民が積極的に闘争することによって平和をまもらねばならない。

この報告は英文をもって作成され、一九五二年三月三一日北京において調査団全員によって署名された。

ブランドヴェイネル

カヴァリエリ

ガスター

ジョキエル
柯柏年（中国文）
メーレンス
デ・ブリット
ワシルーコフスカ

一九五二年九月二十日印刷
一九五二年十月一日發行

白人は有色人種を迫害する

定價 一六〇圓

譯者 勝部元 小野義雄

發行者 田畑弘

京都市下京區西洞院通七條南入
印刷所 內外印刷株式會社

京都市中京區御前通舊二條下ル
製本所 株式會社兼文堂製本部



三一書房

發行所 株式會社 三一書房
京都市左京區北白川西平井町二四
電話 吉田⑦三一〇一番
振替 京都 六四〇三番
東京都千代田區神保町一ノ一四

會員番號A219008